



安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8
担当
TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡 同上
改訂日 2023/12/04
SDS整理番号 20402250

製品等のコード : 2040-2250、2040-2260、2040-2270、2040-5280

製品等の名称 : トリクロロエチレン

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
金属機械部品などの脱油脂洗浄剤、フロンガス製造原料、羊毛の脱脂洗浄剤、
溶剤(生ゴム、染料、塗料、油脂、ピッチ)、皮革・接着剤の洗剤、抽出剤(香料)、
消火剤、各種モノマーの集合度調整剤、殺虫剤、防虫剤、乾燥、合成中間体など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性
自己反応性化学品
自然発火性液体
金属腐食性化学品

: 区分に該当しない
: 区分に該当しない
: 区分に該当しない

健康に対する有害性

急性毒性(吸入:蒸気)
皮膚腐食性/刺激性
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)
誤えん有害性

: 区分4
: 区分2
: 区分2A
: 区分2
: 区分1B
: 区分1B
: 区分3(麻酔作用、気道刺激性)
: 区分1(中枢神経系)
: 区分に該当しない[区分2(国連GHS分類)]

環境に対する有害性

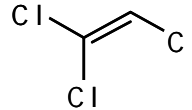
水生環境有害性 短期(急性)
水生環境有害性 長期(慢性)

: 区分2
: 区分2

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報:

吸入すると有害(蒸気)
皮膚刺激
強い眼刺激
遺伝性疾患のおそれの疑い
発がんのおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
呼吸器への刺激のおそれ



長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害
 飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ
 水生生物に毒性
 長期的影響により水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 取扱い後は、よく手を洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
 環境への放出を避けること。

【応急措置】

飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。
 眼に入った場合: 水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察、手当を受けること。
 気分が悪い時は医師に連絡すること。
 皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察、手当を受けること。
 眼の刺激が続く場合: 医師の診察、手当を受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 漏出物を回収すること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 化学物質
化学名	: トリクロロエチレン (別名) 1,1,2-トリクロロエテン、1,1,2-トリクロロエチレン、 トリクレン、三塩化エチレン、三塩化エテン、T C E (英名) Trichloroethylene (EC名称)、1,1,2-Trichloroethene、 1,1,2-Trichloroethylene、Trichlene、 Ethene, 1,1,2-trichloro- (TSCA名称)
成分及び含有量	: トリクロロエチレン、99.0%以上 安定剤として、フェノール約0.005%を含有する。
化学式及び構造式	: C ₂ HCl ₃ 、 ClCH:CCl ₂ 、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	: 131.39
官報公示整理番号	: (2)-105
化審法	: 公表化学物質(化審法番号を準用)
安衛法	: 公表化学物質(化審法番号を準用)
CAS No.	: 79-01-6
EC No.	: 201-167-4
韓国有害化学物質管理法	: KE-13680、取扱制限物質「Trichloroethylene」
危険有害成分	: トリクロロエチレン

4. 応急措置

吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	: 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 皮膚を速やかに多量の水と石鹼で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	: 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてから ゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水 で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの 隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、 洗浄を続ける。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。

飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡する。
口をすすぎ、うがいをする。
水に活性炭を懸濁した液を飲ませる。
無理に吐かせない。
強制的に吐かせると、本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り高熱が出て出血性肺炎を引き起こす危険性があるため、水などを飲ませて無理に吐かせてはいけない。
意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。
気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。

予想される急性症状及び遅発性症状:
吸入 ; めまい、し眠、頭痛、脱力感、吐き気、意識喪失
皮膚 ; 皮膚の乾燥、発赤
眼 ; 発赤、痛み
経口摂取 ; 腹痛。
他の症状については「吸入」参照。

応急措置をする者の保護 : 有機溶剤用の保護マスク、保護手袋を着用する。

5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 本製品は難燃性であり、引火性はほとんどない。
燃焼性はほとんどないが、強熱下では分解し可燃性となる。
粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、砂、噴霧水
使ってはならない消火剤 : 棒状放水 (本品があふれ出し、生物に対する有害性や環境汚染を引き起こすおそれがある。)
特有の危険有害性 : 火災時に刺激性又は有毒なフュームやガス(ホスゲン、塩化水素、塩素)を放出する。
特有の消火方法 : 火元への燃焼源を遮断する。
火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
消火を行う者の保護 : 消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
環境に対する注意事項 : 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。
環境への排出を避ける。
回収、中和 : ウェス、雑巾、乾燥土又は砂で吸収し、密閉できる空容器に回収する。
後で廃棄処理する。後処理として、漏洩場所は洗剤で洗浄後、水で洗い流す。
封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
すべての発火源を速やかに取除く (近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い
技術的対策 : 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
局所排気・全体換気 : 作業場には囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置する。
安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
取扱い後はよく手を洗う。
ドラム等に本製品を含んだ密閉容器に溶接の火等の高エネルギーの火源

接触回避	: 当てるとう爆発の危険性があるので注意する。
保管	: 湿気、水、高温体との接触を避ける。
技術的対策	: 保管場所は、製品が汚染されないよう清潔にする。
保管条件	: 保管場所は、採光と換気装置を設置する。
	: 日光や高温多湿を避ける。
	: なるべく乾燥した場所に保管する。
	: 容器を密閉して冷暗所に保管する。
	: 必要に応じ施錠して保管する。
混触危険物質	: 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
容器包装材料	: マグネシウム、アルミニウム、チタン、バリウムなどの金属、強塩基
	: ガラス、ステンレス鋼など。
	: アクリル樹脂など多くのプラスチック、ゴムを侵す。

<参考> 室温での容器包装材料の耐薬品性 (あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要)

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレンゴム x クロロプレンゴム(ネオプレン) x ニトリルゴム x ブチルゴム x
天然ゴム x シリコンゴム x フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) テフロン
軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン アルミニウム 銅
軟質塩ビ x 硬質塩ビ x ポリスチレン x ABS x ポリエチレン ポリプロピレン
ナイロン x アセタール樹脂 x アクリル樹脂 x ポリカーボネート x ガラス

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: 10 ppm
許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標):	
日本産衛学会	25 ppm 135 mg/m ³
ACGIH	TLV-TWA 50 ppm 269 mg/m ³
	TLV-STEL 100 ppm 537 mg/m ³
設備対策	: この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
	: 作業場には囲い式フードの局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	: 呼吸器保護具 (有機ガス用防毒マスク) を着用する。
手の保護具	: 保護手袋 (テフロン製のものを) を着用する。
眼の保護具	: 保護眼鏡 (普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 長袖作業衣を着用する。
	: 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
衛生対策	: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
	: 取扱い後はよく手を洗う。
	: 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。
	: 作業衣を家に持ち帰ってはならない。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	
性状	: 液体
色	: 無色透明
臭い	: 特異な臭気 (クロロホルム臭)
pH	: データなし
融点	: -84.8
凝固点	: データなし
沸点	: 約87
引火点	: データなし (引火性ほとんどなし)
可燃性	: 難燃性
爆発範囲	: 下限 8.0 vol%、 上限 10.5 vol%
蒸気圧	: 7.8 kPa (20)
相対ガス密度 (空気 = 1)	: 4.53
20 での蒸気/空気混合	
気体の相対密度 (空気 = 1)	: 1.3
密度又は相対密度	: データなし
比重	: 1.464 ~ 1.472 (20/20)
溶解度	: 水に溶けにくい (0.1g/100mL、20)。
	: エタノール、ジエチルエーテルに極めて溶けやすい。
オクタノール/水分配係数	: log Pow = 2.42 (測定値)
発火点	: 410

分解温度 : データなし
 粘度 : 0.55 mPa・s (= 0.55 cP) (25)
 動粘度 : データなし
 粒子特性 : データなし

GHS分類

自己反応性化学品 : 化学構造に不飽和結合を含むが、データがなく分類できない。国連危険物輸送勧告がクラス・区分6.1(国連番号1710)であることから、区分に該当しないとした。
 自然発火性液体 : 発火点は410 (ICSC,2004)であり、常温の空気と接触しても自然発火しないことから、区分に該当しないとした。
 金属腐食性化学品 : 国連危険物輸送勧告がクラス・区分6.1(国連番号1710)であるから区分に該当しないとした。

10. 安定性及び反応性

安定性 (反応性・化学的安定性)

: 通常の取扱条件において安定である。
 水分が存在すると光によって徐々に分解し、腐食性の塩酸を生成する。空気中の酸素により少しずつ酸化され、過酸化物を經由してジクロロアセチルクロリド、塩化水素、ホスゲンなどを生成する。
 危険有害反応可能性 : 高温面や炎に触れると分解し有毒で腐食性のフューム(塩化水素、ホスゲン)を生成する。
 強アルカリと接触すると分解し、ジクロロアセチレンを生じ、火災の危険性を増大させる。
 マグネシウム、アルミニウム、チタン、バリウムなどの金属粉末と激しく反応する。
 アルミニウム、リチウム、バリウム、ベリリウムなどの金属と反応する。
 塩ビ、ポリスチレン、ABS樹脂、アクリル樹脂、合成ゴムなどを侵す。
 本品の蒸気は空気より重く、流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。
 避けるべき条件 : 日光、高温
 混触危険物質 : マグネシウム、アルミニウム、チタン、バリウムなどの金属、強塩基
 危険有害な分解生成物 : ジクロロアセチレン、塩化水素、ホスゲン、塩素

11. 有害性情報

急性毒性 : 経口 区分に該当しない。
 ラット LD50 = 5400-7200mg/kg (ATSDR (1997))
 経皮 区分に該当しない。
 ウサギ LD50 = 29000mg/kg (NICNAS No.8 (2000))
 吸入 (蒸気) 吸入すると有害 (蒸気) (区分4)
 ラット LC50 = 4,800ppm (26mg/L) (4時間値)
 (NICNAS No.8 (2000))
 吸入 (ミスト) 分類できない。
 皮膚腐食性/刺激性 : EU-RAR No.31 (2004) の記述から、ウサギを用いた皮膚一次刺激性試験で強度 (severe) の皮膚一次刺激性を有すると考えられるので、区分2とした。
 皮膚刺激 (区分2)
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : EU-RAR No.31 (2004) の記述から、ヒトの事故例で、「原液の飛沫が眼に入り、眼の痛みと角膜上皮の損傷を生じたが、数日後に完治した」ことから、軽度の刺激性と考えられるが、飛沫量が不明である。
 一方、「ウサギに対する眼刺激性試験で、軽度から中等度の結膜炎。7日後、上皮性角化症、2週間後には正常に回復」という結果を得ている。
 そこで、ヒト及びウサギの結果を総合的に判断して、区分2 Aに分類した。
 強い眼刺激 (区分2A)
 呼吸器感受性 : 区分に該当しない。
 EU-RAR No.31 (2004) の「ヒトに呼吸器感受性を示す報告はない。ヒトの吸入暴露の事例から、すべての証拠はトリクロロエチレンが呼吸器感受性物質ではないことを示している」という記述から、区分に該当しないとした。
 皮膚感受性 : 分類できない。
 EU-RAR No.31 (2004) は、トリクロロエチレンに吸入暴露し、皮膚症状を示したヒトのパッチテストで陽性結果が得られた事例を2件記載しているが、EU-RARは、「ヒトの皮膚感受性症状の報告は散発的であり、感受性発症は特異体質のヒトの症状であるので、トリクロロエチレンは皮膚感受性を有すると結論してはならない」と指摘しているが、これ以外の情報がなく、データ不足のため分類できないとした。
 生殖細胞変異原性 : CER1・NITE有害性評価書 No.37 (2004)、EU-RAR No.31(2004)、ATSDR (1997) の記述から、経世代変異原性試験 (優性致死試験) で

発がん性	陰性、生殖細胞in vivo変異原性試験なし、体細胞in vivo変異原性試験(小核試験)で陽性、生殖細胞in vivo遺伝毒性試験なし、であることから、区分2に分類した。 遺伝性疾患のおそれの疑い(区分2)
生殖毒性	: IARC グループ2A ヒトに対しておそらく発がん性を示す。 NTP R ヒト発がん性があると合理的に予測される物質 ACGIH A5 ヒトに対して発がん性物質として疑えない物質。 以上の結果から、区分1Bとした。 発がんのおそれ(区分1B)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 親動物に一般毒性のみられない用量で、児動物の行動変化などがみられたとの報告(CERI・NITE有害性評価書 No.37 (2004))に基づき、 区分1Bとした。 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ(区分1B)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: ヒトについての、「意識の消失、頭痛、吐き気、流涙と目の痛み」 (CERI・NITE有害性評価書 No.37 (2004))の記載、実験動物についての「知覚麻痺、眼及び呼吸器の刺激、協調運動の低下、中枢神経系の抑制、呼吸障害を示す。主な毒性症状は、中枢神経系の抑制である。肺、肝臓、腎臓に顕著な変化はみられなかった。」「気管支末端のクララ細胞の空胞化、気管支上皮細胞の核濃縮、上皮の局部的欠損」(CERI・NITE有害性評価書 No.37 (2004))等の記載から、麻酔作用、気道刺激性がみられる。 以上より、分類は区分3(麻酔作用、気道刺激性)とした。 眠気又はめまいのおそれ(区分3) 呼吸器への刺激のおそれ(区分3)
誤えん有害性	: ヒトについて、「疫学調査で麻酔作用、中枢神経系への作用、依存性」、「ヒトに対する反復毒性に関して、中枢神経系の抑制を生ずるという多くの暴露の報告があり、共通の症状は、疲労、精神的混乱、めまい、頭痛、記憶喪失、集中力欠如である。」(CERI・NITE有害性評価書 No.37 (2004))の記載があり、標的臓器は中枢神経系と考えられる。 以上より、分類は区分1(中枢神経系)とした。 長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害(区分1) 「液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起こす危険がある。」の記載(ICSC (J) (2002))がある。 動粘性率は、粘性率より、0.38 mm ² /s(25)計算される。 以上のことから、区分2に分類した(国連GHS分類)。 ただし、分類JISでは区分に該当しないである。 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ(区分2)

12. 環境影響情報

生態毒性	水生環境有害性 短期(急性): 甲殻類(オオミジンコ) EC50 = 7.40mg/L/48H (CERI・NITE有害性評価書、2004)
水生環境有害性 長期(慢性):	水生生物に毒性(区分2) 急性毒性が区分2、生物蓄積性が低いものの(BCF=17(既存化学物質安全性点検データ))、急速分解性がない(BODによる分解度: 2.4%(既存化学物質安全性点検データ))ことから、区分2とした。 長期的影響により水生生物に毒性(区分2)
残留性・分解性	: 難分解性。BOD分解度 = 2.4%
生物蓄積性	: 低濃縮性。BCF = 17
土壌中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。 都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。 (参考) 燃焼法 可燃性溶剤と共にアフターバーナー及びスクラパーを具備した焼却炉の火室へ噴霧し、できるだけ高温(ダイオキシン発生抑制のため850 以上)で焼却する。
-------	--

汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 160

国際規制

海上規制情報 (IMDGコード/IMOの規定に従う)

UN No. : 1710
Proper Shipping Name : TRICHLOROETHYLENE
Class : 6.1 (毒物)
Sub risk : -
Packing Group : III
Marine Pollutant : Yes (該当)
Limited Quantity : 5L

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 1710
Proper Shipping Name : Trichloroethylene
Class : 6.1
Sub risk : -
Packing Group : III

国内規制

陸上規制情報 (特段の規制なし)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 1710
品名 : トリクロロエチレン
クラス : 6.1
副次危険 : -
容器等級 : III
海洋汚染物質 : 該当
MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : Y (トリクロロエチレン)

少量危険物許容量 : 5L

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 1710
品名 : トリクロロエチレン
クラス : 6.1
副次危険 : -
等級 : III
少量輸送許容物件

特別の安全対策 : 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
重量物を上積みしない。
必要に依り移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第384号「トリクロロエチレン」、対象重量%は 0.1)
名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第384号「トリクロロエチレン」、対象重量%は 0.1) (別表第9)
特定化学物質等 第2類物質、特別有機溶剤「トリクロロエチレン」
作業環境評価基準
化審法 : 第二種特定化学物質 No.1 (政令指定日: 1989/03/29) (法第2条第3項・施行令第1条の2)
労働基準法 : 有機則で送気マスク又は防毒マスクの着用が義務付けられている業務 (ドラフトチャンバーがない場合など) および作業環境測定で第3管理区分と評価された場所における業務での女性労働者の就業禁止対象物質 (法第64条の3、女性労働基準規則第2条第3条)
疾病化学物質

(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)
 消防法 : 非該当
 毒物及び劇物取締法 : 非該当
 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)
 : ・種 別 「特定第1種指定化学物質」
 : ・政令番号 「1-325」
 : ・管理番号 「281」
 : ・政令名称 「トリクロロエチレン」

ただし、R5年3月31日まで

・種 別 「第1種指定化学物質」
 ・政令番号 「1-281」
 ・政令名称 「トリクロロエチレン」
 船舶安全法 : 毒物類・毒物 (危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
 航空法 : 毒物類・毒物 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
 水質汚濁防止法 : 有害物質 (施行令第2条)
 [排水基準] 0.1mg/L
 大気汚染防止法 : 指定物質 (政令附則第3項第2号)
 有害大気汚染物質 / 優先取組 (政令番号: 中環審第9次答申の132)
 土壤汚染対策法 : 第1種特定有害物質 (政令番号: 政令第1条第19号)
 [溶出量基準値] 0.03mg/L [含有量基準値] -
 海洋汚染防止法 : 有害液体物質 Y類物質 「トリクロロエチレン」 (施行令別表第1)
 輸出入貿易管理令 : キャッチオール規制 (別表第1の16項)
 HSコード: 2903.22
 第29類 有機化学品
 ・輸出統計番号 (2023年4月版): 2903.22-000
 「炭化水素のハロゲン化誘導体
 - 非環式炭化水素の塩素化誘導体 (不飽和のものに
 限る。): トリクロロエチレン」
 ・輸入統計番号 (2023年4月1日版): 2903.22-000
 「炭化水素のハロゲン化誘導体
 - 非環式炭化水素の塩素化誘導体 (不飽和のものに
 限る。): トリクロロエチレン」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献 :
 化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ 化学工業日報社
 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ 化学工業日報社(2007)
 化学物質の危険・有害便覧 中央労働災害防止協会編
 化学大辞典 共同出版
 安衛法化学物質 化学工業日報社
 産業中毒便覧(増補版) 医歯薬出版
 化学物質安全性データブック オーム社
 公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) 三共出版
 化学物質の危険・有害性便覧 労働省安全衛生部監修
 Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM
 GHS分類結果データベース nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
 GHSモデルMSDS情報 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。